

## 職員の高齢者部分休業に関する条例

令和5年2月10日  
条例第7号

職員の高齢者部分休業については、藤井寺市の職員の高齢者部分休業に関する条例（令和4年藤井寺市条例第26号）を準用する。この場合において、「市長」とあるのは「管理者」と読み替えるものとする。

### 附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。